# 所得税の達人from会計王19シリーズ（減価償却）

# 運用ガイド

この度は、「所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）」をご利用いただき誠にありがとうございます。
「所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）」は、ソリマチ株式会社の「会計王」の会計データを「所得税の達人」に取り込むためのプログラムです。このマニュアルでは、「所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）」のインストール手順や操作手順について説明しています。

# 目次

**1.対応製品** 3

**2.動作環境** 4

**3.インストール方法** 5

パターン①「達人Cube」からアップデートする場合 5
パターン②「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合 9

**4.運用方法** 11

パターン①「会計王」と「所得税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合 11
パターン②「会計王」と「所得税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合 12

**5.操作方法** 13

「所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）」を使用する前に 13
パターン①「会計王」と「所得税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合 15
パターン②「会計王」と「所得税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合 19

**6.連動対象項目** 24

「会計王」から連動するデータ（連動元） 24
「所得税の達人」に連動するデータ（連動先） 25
青色申告決算書（一般用）営業所得／その他所得 26
青色申告決算書（不動産所得用） 27
収支内訳書（一般用）営業所得／その他所得 28
収支内訳書（不動産所得用） 29

**7.アンインストール方法** 30

**8.著作権・免責等に関する注意事項** 31

# 1.対応製品

「所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）」に対応するNTTデータの対応製品及びソリマチの対応製品は以下のとおりです。

| 対応製品 | 対応アプリケーション |
|---|---|
| NTTデータ対応製品 | 所得税の達人（平成28年分版） Professional Edition |
| | 所得税の達人（平成28年分版） Standard Edition |
| ソリマチ対応製品 | 会計王１９ |
| | 会計王１９PRO |

# 2.動作環境

「所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）」に必要な動作環境は「１.対応製品」（P.3）に記載の［ソリマチ対応製品］と同様です。

**注意**

- 「所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）」のインストールやプログラムの起動を行うには、「１.対応製品」（P.3）に記載の［ソリマチ対応製品］のいずれかがインストールされている必要があります。
- 「所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）」の起動中に、「会計王」の起動、及びアンインストールを行うことができません。

# 3.インストール方法

「所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）」をインストールする手順は、「達人Cube」からアップデートする方法と「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする方法の2パターンあります。

**注意**

インストール作業中に［ユーザーアカウント制御］画面が表示されることがあります。その場合は［はい］ボタンをクリックして作業を進めてください（必要に応じてパスワードを入力します）。

## パターン①
## 「達人Cube」からアップデートする場合

**1.** **「達人Cube」にログインし、［アップデート］をクリックします。**

［アップデート］画面が表示されます。

## 2. ユーティリティ[オプション]をクリックします。

［オプション］画面が表示されます。

## 3. [更新情報]タブ－[更新情報を取得する範囲（データ連動）]において該当の[連動元（会社名）]をクリックしてチェックを付け（①）、[OK]ボタンをクリックします（②）。

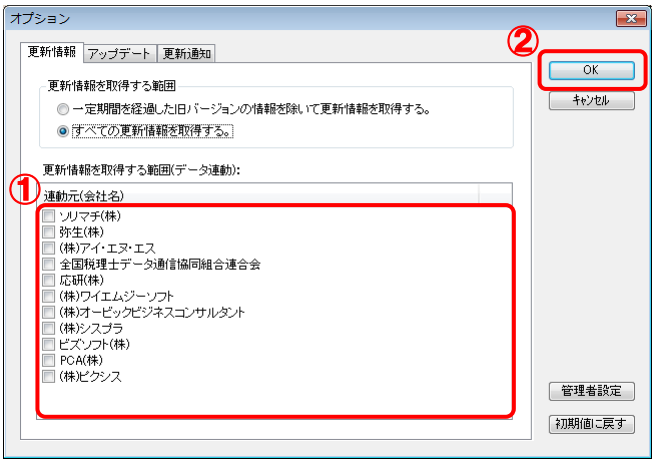


［アップデート］画面に戻ります。

## 4. アップデートコンテンツ［データ連動］をクリックします。

［データ連動］画面が表示されます。

## 5. ［更新情報を取得］ボタンをクリックします。

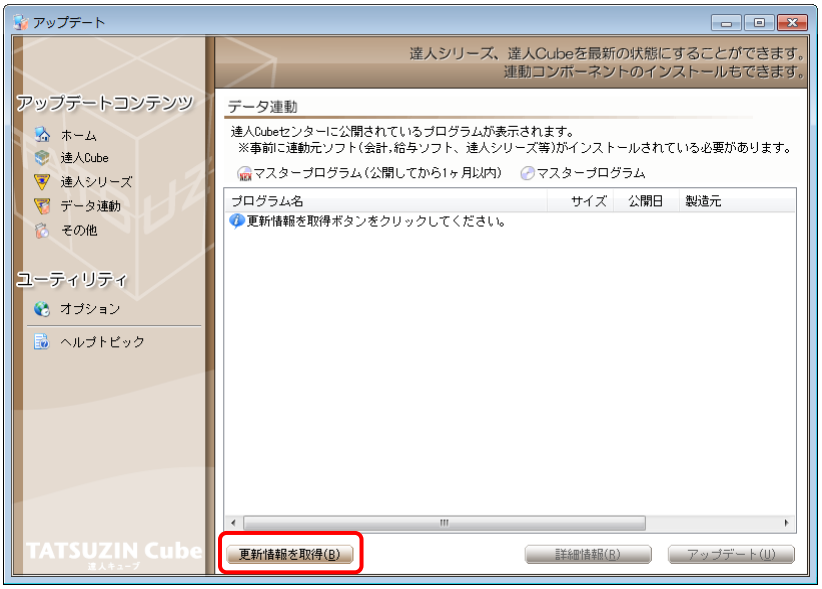


連動コンポーネントが表示されます。

**6.** **該当の連動コンポーネントをクリックして選択し（①）、［アップデート］ボタンをクリックします（②）。**

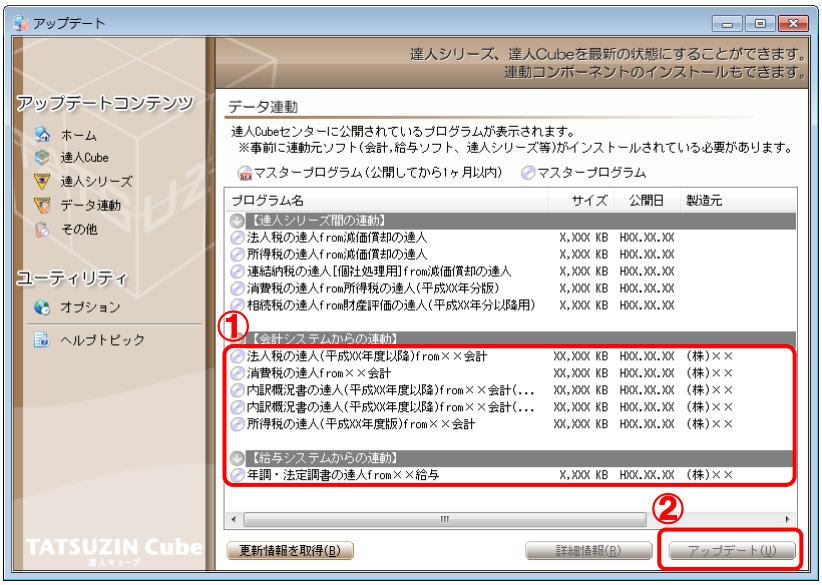


［InstallShield Wizard］画面が表示されます。

**7.** **［次へ］ボタンをクリックします。**

［インストール先の設定］画面が表示されます。

**8.** **インストール先のフォルダを確認し、［次へ］ボタンをクリックします。**

［設定内容の確認］画面が表示されます。

※ インストール先を変更する場合は［変更］ボタンをクリックします。

**9.** **［インストール］ボタンをクリックします。**

インストールが開始されます。

**10.** **完了画面が表示されたら、［完了］ボタンをクリックします。**

以上で、「所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）」のインストールは完了です。

## パターン②
## 「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合

**1.** **「達人」オフィシャルサイトの連動会計・給与ソフトの連動コンポーネントダウンロードページ（http://www.tatsuzin.info/rendousoft/rendou_download.html）を開きます。**

**2.** **該当の「達人シリーズ」のソフト名をクリックします。**

該当の連動会計・給与ソフトメーカー覧画面が表示されます。

**3.** **該当の連動会計・給与ソフトメーカの［ダウンロード］をクリックします。**

該当の連動会計・給与ソフトメーカの最新の連動コンポーネント一覧画面が表示されます。

**4.** **該当の連動コンポーネントの［連動コンポーネントをダウンロードする］ボタンをクリックします。**

画面の一番下に通知バーが表示されます。

**5.** **［保存］ボタンの右端にある［▼］ボタンをクリックし、表示されるメニュー［名前を付けて保存］をクリックします。**

［名前を付けて保存］画面が表示されます。

**6.** **保存する場所を指定し、[保存]ボタンをクリックします。**

保存する場所に指定した場所に、ファイルがダウンロードされます。

**7.** **手順5でダウンロードしたファイルをダブルクリックします。**

［InstallShield Wizard］画面が表示されます。

**8.** **[次へ]ボタンをクリックします。**

［インストール先の設定］画面が表示されます。

**9.** **インストール先のフォルダを確認し、[次へ]ボタンをクリックします。**

［設定内容の確認］画面が表示されます。

※ インストール先を変更する場合は［変更］ボタンをクリックします。

**10.** **[インストール]ボタンをクリックします。**

インストールが開始されます。

**11.** **完了画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。**

以上で、「所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）」のインストールは完了です。

# 4.運用方法

「所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）」は、「会計王」のデータから中間ファイルを作成します。
データ取り込みの操作方法は、「会計王」と「所得税の達人」が同一コンピュータにインストールされているかどうかで異なります。

## パターン①
## 「会計王」と「所得税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合

「所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）」で作成された中間ファイルを直接「所得税の達人」に取り込みます。

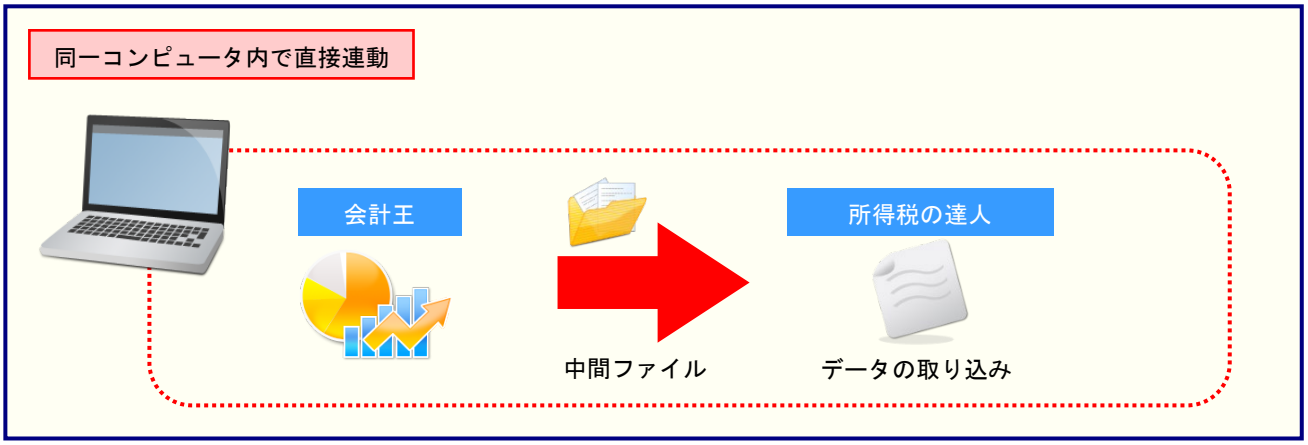

## パターン②
## 「会計王」と「所得税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合

「会計王」がインストールされているコンピュータで中間ファイルを作成し、「所得税の達人」がインストールされているコンピュータで取り込みます。

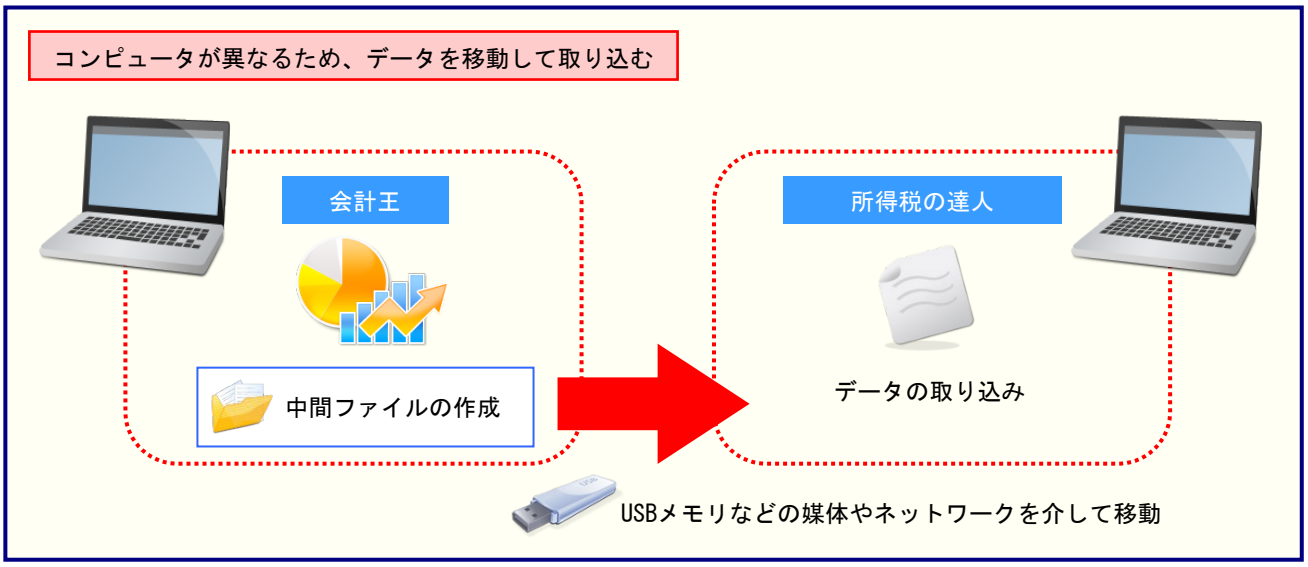


**注意**

決算書データが正しく作成されていないとエラーメッセージが表示される場合があります。その場合、青色申告決算書又は収支内訳書が「会計王」側で作成、印刷できるかどうかを確認してください。

# 5.操作方法

「所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）」を使って、以下の手順で連動します。
事前に「６.連動対象項目」（P.24）を必ずお読みください。
操作手順は、「会計王」と「所得税の達人」が同一コンピュータにインストールされているかどうかで異なります。

## 「所得税の達人from会計王19シリーズ（減価償却）」を使用する前に

「所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）」を使用する前に以下の手順で、「会計王」に達人用のユーザーを登録してください。この手順は、「会計王」と「所得税の達人」が同一コンピュータにインストールされているかどうかにかかわらず、共通の手順となります。

**注意**

達人用のユーザーを登録しないと「所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）」を使用できません。

**1.** **「会計王」を起動し、メニュー[ファイル]－[利用者設定]をクリックします。**

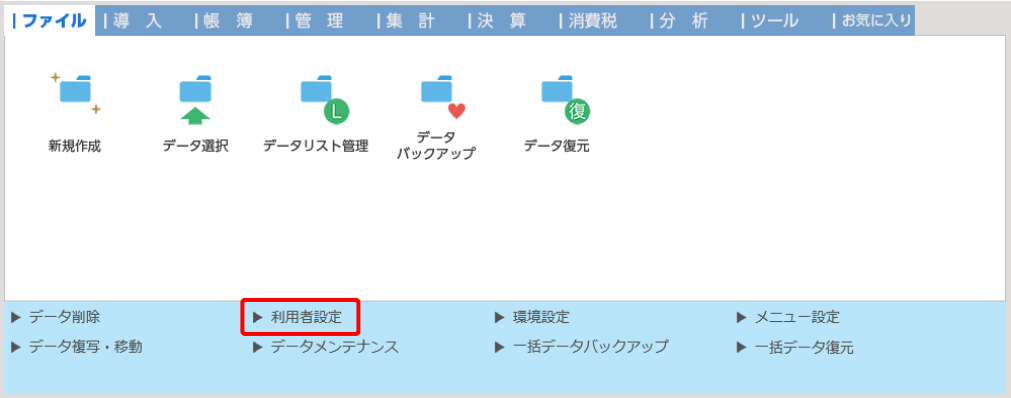


［利用者設定］画面が表示されます。

## 2. ［利用者登録］ボタンをクリックします。

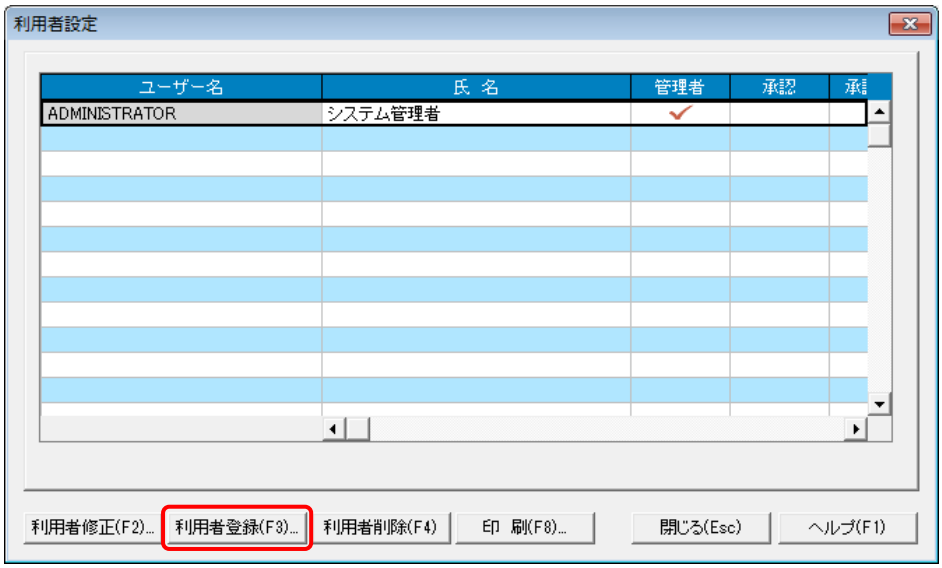


［利用者登録］画面が表示されます。

## 3. 「所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）」用のユーザー情報を入力し（①）、［登録］ボタンをクリックします（②）。

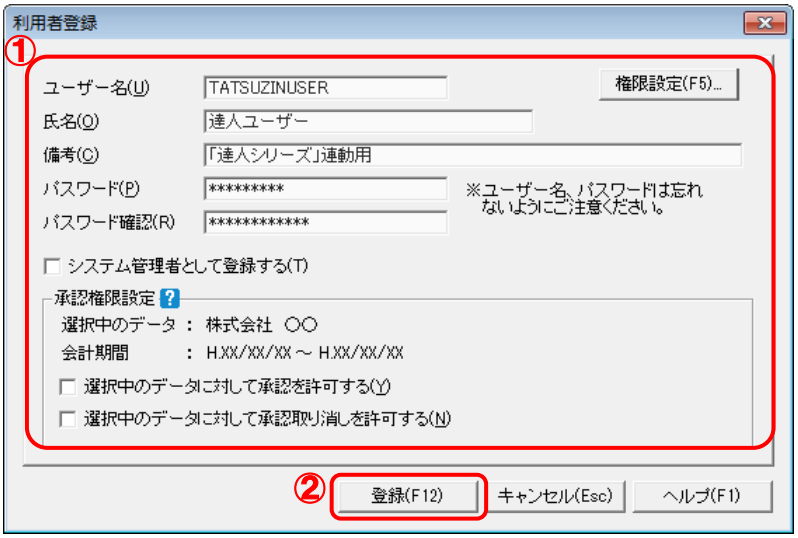


［利用者設定］画面に戻ります。

※ ユーザー名の先頭を“TATSUZIN”とすることで、達人用のユーザーとして認識されます。

※ ユーザー名以外の入力は任意となりますが、確認しやすい情報を入力しておくと便利です。

以上で、「所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）」を使用する前の準備は完了です。

## パターン①
## 「会計王」と「所得税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合

**1.** **「所得税の達人」を起動してデータを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー［データのインポート］をクリックします。**

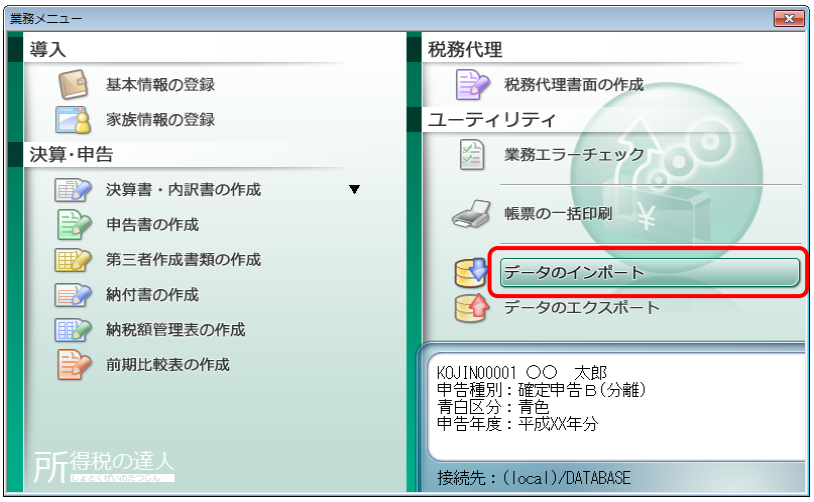


［データのインポート］画面が表示されます。

**2.** **［会計王１９からのインポート（減価償却）］をクリックして選択し（①）、［確定］ボタンをクリックします（②）。**

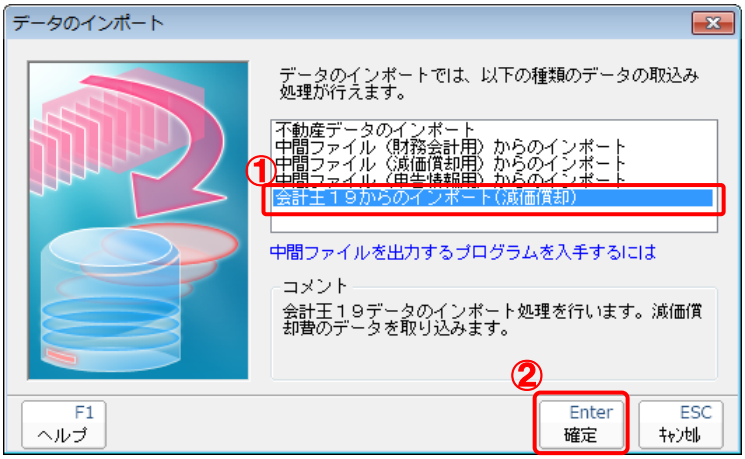


［会計王１９ － ログイン］画面が表示されます。

※　「会計王１９PRO」を利用している場合は［会計王１９PROからのインポート］をクリックして選択し、［確定］ボタンをクリックします。

**3.** **「会計王」側で登録した[ユーザー名]及び[パスワード]を入力し(①)、[ログイン]ボタンをクリックします(②)。**

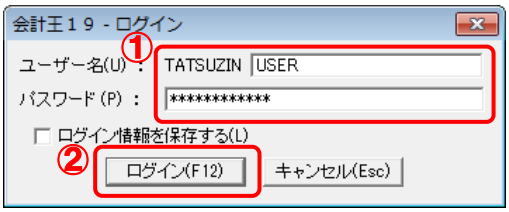


［データ選択］画面が表示されます。

※ ［ユーザー名］には既に“TATSUZIN”が設定されていますので、後に続く文字を入力します。

※ 次回以降、［ユーザー名］と［パスワード］を自動で入力するには、［ログイン情報を保存する］をクリックしてチェックを付けます。

**4.** **「所得税の達人」に取り込む「会計王」のデータをクリックして選択し(①)、[選択]ボタンをクリックします(②)。**

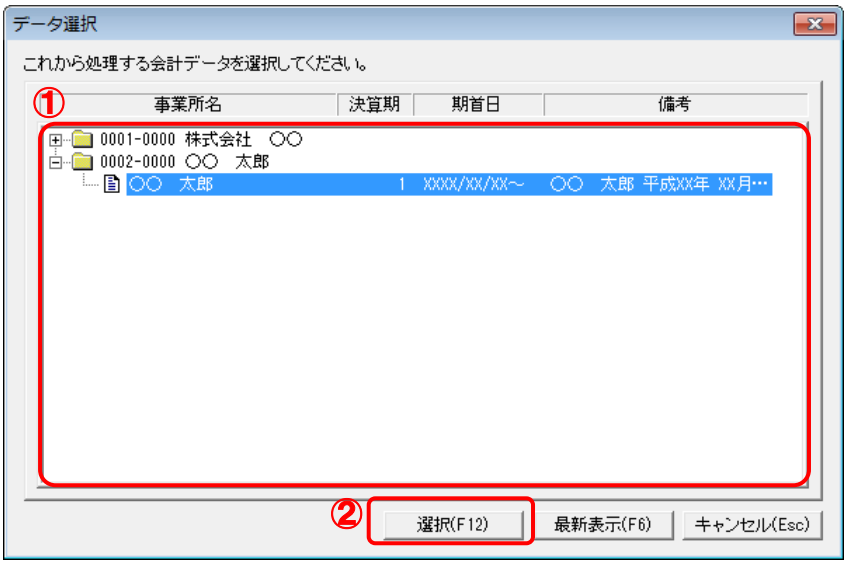


［所得税（減価償却） ― 集計条件］画面が表示されます。

## 5. 集計条件を設定し（①）、［実行］ボタンをクリックします（②）。

終了画面が表示されます。

※ 農業所得用には対応していません（「会計王」自体が農業所得の申告ができません）。

※ 「会計王」の事業所・消費税情報設定で設定した『科目体系』が、『一般』のときは不動産所得用を選択できません。『不動産』のときは営業所得用、その他所得用を選択できません。

※ 「会計王」では、30万未満の少額減価償却資産を他の資産と区別して入力はしないため、「所得税の達人」に「会計王」の減価償却資産データを取り込んだ後、必ず達人側で償却方法等を見直してください。

## 6. ［OK］ボタンをクリックします。

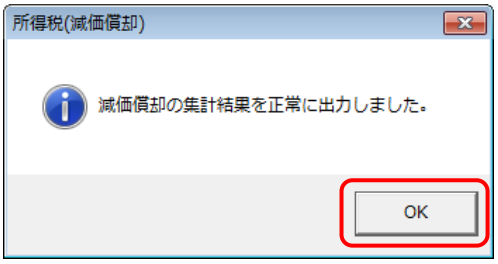


［インポート帳票設定］画面が表示されます。

## 7. 帳票を選択し（①）、［確定］ボタンをクリックします（②）。

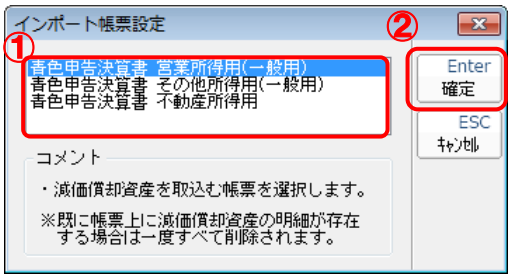


終了画面が表示されます。

## 8. ［OK］ボタンをクリックします。

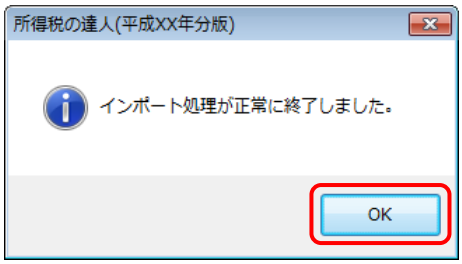


［業務メニュー］画面に戻ります。データの作成（中間ファイルの作成）が終了すると同時に、「所得税の達人」にデータが取り込まれます。

以上で、データの取り込みは完了です。

## パターン②
## 「会計王」と「所得税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合

**1.** **Windowsのスタートメニュー［すべてのプログラム］－［達人シリーズ］－［連動コンポーネント］－［所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）］をクリックします。**

［会計王１９ － ログイン］画面が表示されます。

※ Windows 10の場合は、Windowsのスタートメニュー［すべてのアプリ］－［達人シリーズ］－［連動コンポーネント］－［所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）］をクリックします。

Windows 8.1の場合は、［アプリ］画面に表示されている［所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）］をクリックします。

**2.** **「会計王」側で登録した［ユーザー名］及び［パスワード］を入力し（①）、［ログイン］ボタンをクリックします（②）。**

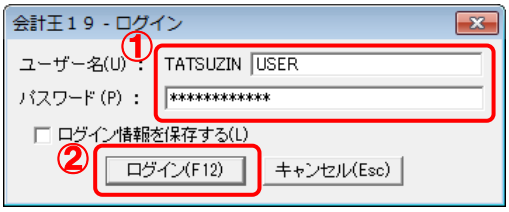


［データ選択］画面が表示されます。

※ ［ユーザー名］には既に“TATSUZIN”が設定されていますので、後に続く文字を入力します。

※ 次回以降、［ユーザー名］と［パスワード］を自動で入力するには、［ログイン情報を保存する］をクリックしてチェックを付けます。

## 3. 「所得税の達人」に取り込む「会計王」のデータをクリックして選択し（①）、［選択］ボタンをクリックします（②）。

［所得税（減価償却） ― 集計条件］画面が表示されます。

## 4. 集計条件を設定し（①）、［参照］ボタンをクリックします（②）。

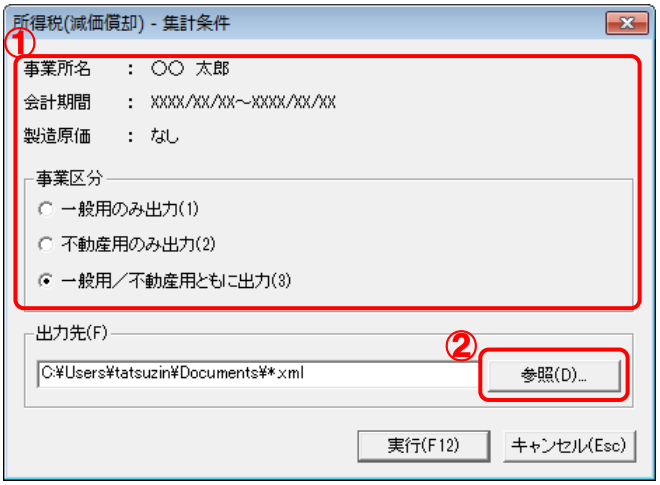


［保存ファイルを指定］画面が表示されます。

※ 農業所得用には対応していません（「会計王」自体が農業所得の申告ができません）。

※ 「会計王」の事業所・消費税情報設定で設定した『科目体系』が、『一般』のときは不動産所得用を選択できません。『不動産』のときは営業所得用、その他所得用を選択できません。

※ 「会計王」では、30万未満の少額減価償却資産を他の資産と区別して入力はしないため、「所得税の達人」に「会計王」の減価償却資産データを取り込んだ後、必ず達人側で償却方法等を見直してください。

## 5. ［保存する場所］（①）と［ファイル名］を指定し（②）、［保存］ボタンをクリックします（③）。

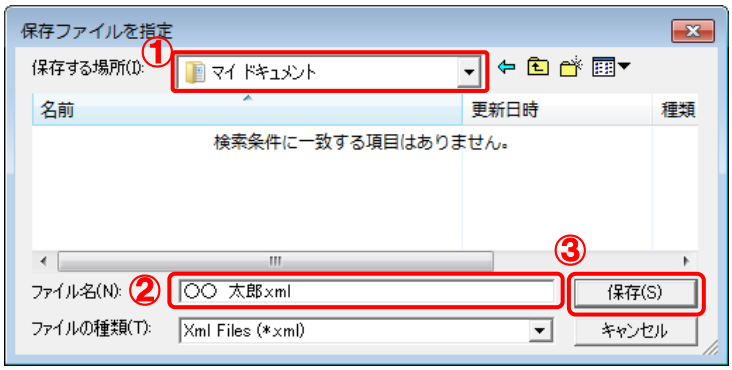


［所得税（減価償却） ― 集計条件］画面に戻ります。

※ 出力先のファイル拡張子にはxmlを指定してください。

## 6. ［実行］ボタンをクリックします。

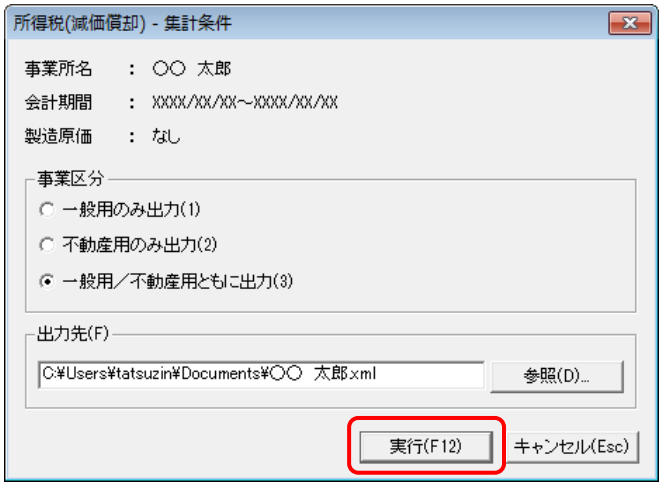


終了画面が表示されます。

## 7. ［OK］ボタンをクリックします。

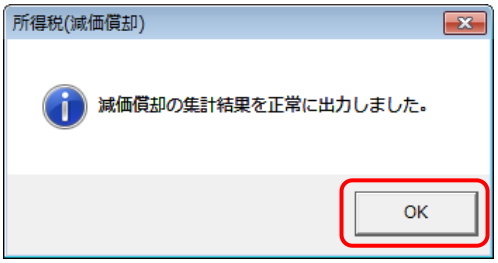


手順5で指定した出力先に、中間ファイルが作成されます。

**8.** **作成された中間ファイルを、USBメモリなどの媒体やネットワークを介して「所得税の達人」がインストールされているコンピュータに移動します。**

**9.** **「所得税の達人」を起動して中間ファイルを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー［データのインポート］をクリックします。**

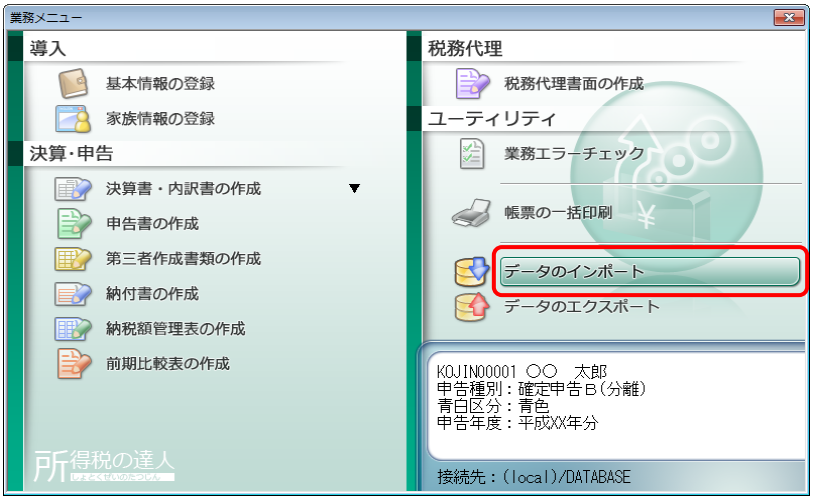


［データのインポート］画面が表示されます。

**10.** **［中間ファイル（減価償却用）からのインポート］をクリックして選択し（①）、［確定］ボタンをクリックします（②）。**

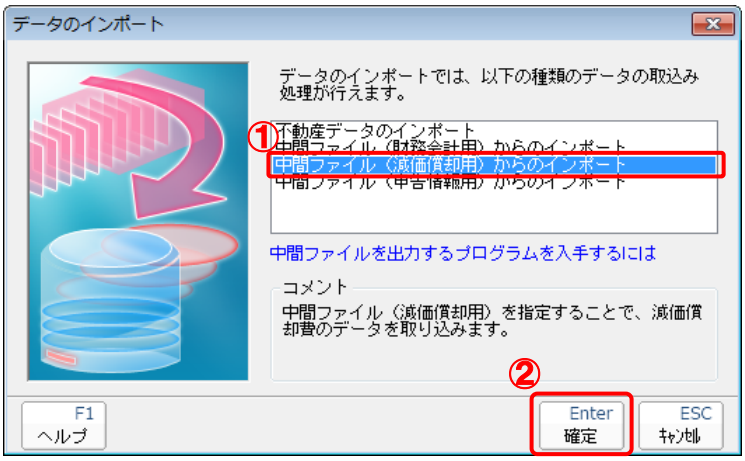


［データインポート］画面が表示されます。

## 11. 作成した中間ファイルをクリックして選択し（①）、［開く］ボタンをクリックします（②）。

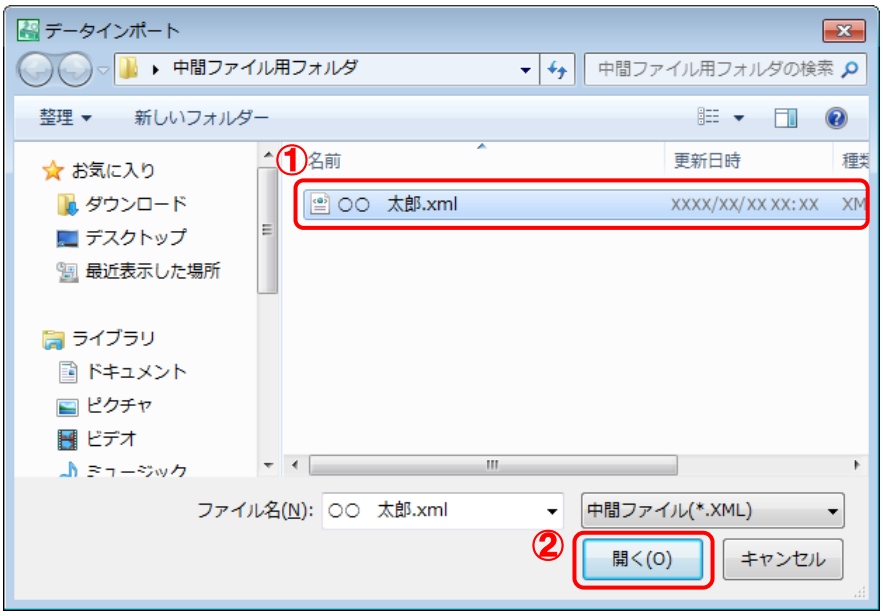


［インポート帳票設定］画面が表示されます。

## 12. 帳票を選択し（①）、［確定］ボタンをクリックします（②）。

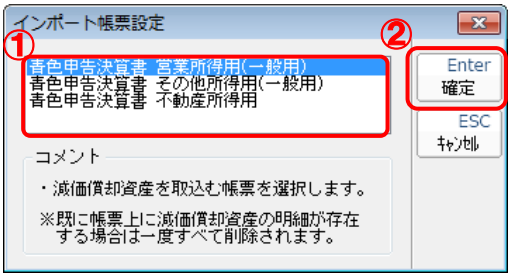


終了画面が表示されます。

## 13. ［OK］ボタンをクリックします。

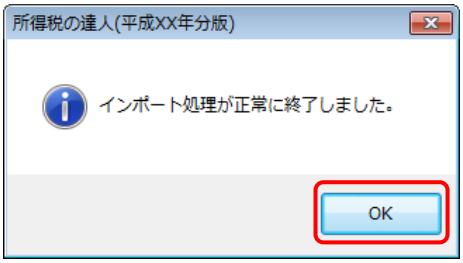


［業務メニュー］画面に戻ります。

以上で、データの取り込みは完了です。

# 6.連動対象項目

「所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）」では、「会計王」の減価償却資産よりデータを取り込みます。

## 「会計王」から連動するデータ（連動元）

「会計王」からはメニュー［管理］－［減価償却資産登録］のデータが連動されます。

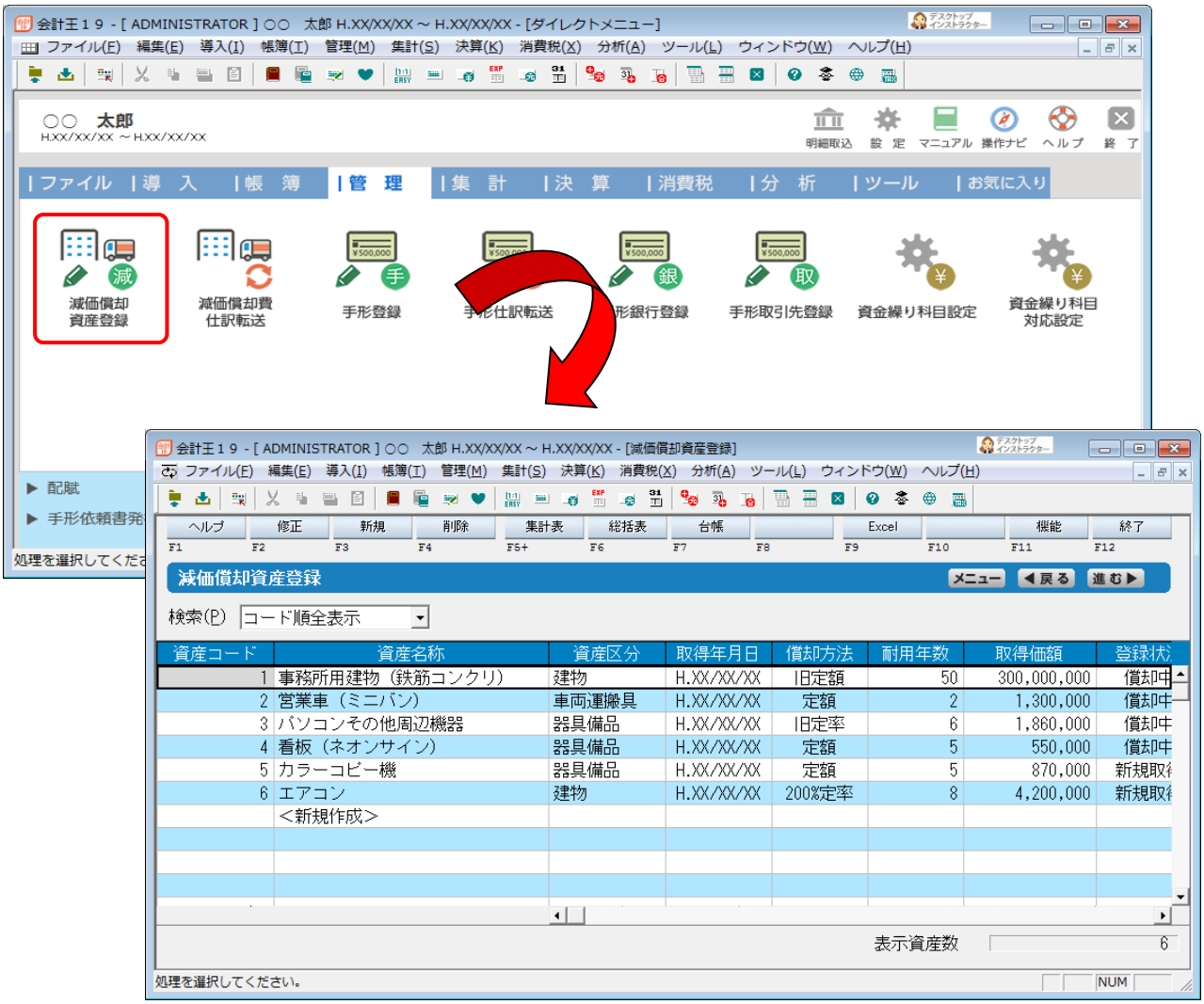

## 「所得税の達人」に連動するデータ（連動先）

「所得税の達人」に連動する帳票は以下のとおりです。次ページ以降の各帳票の網掛け部分が連動対象項目です。

| 青色申告決算書 |
| --- |
| 青色申告決算書（一般用）_営業所得<br>青色申告決算書（一般用）_その他所得<br>青色申告決算書（不動産所得用） |

| 収支内訳書 |
| --- |
| 収支内訳書（一般用）_営業所得<br>収支内訳書（一般用）_その他所得<br>収支内訳書（不動産所得用） |

**注意**

農業所得用には対応していません（会計王１９自体が農業所得の申告ができません）。

## 青色申告決算書（一般用）営業所得／その他所得

3ページ

○減価償却費の計算

| 減価償却資産の名称等（繰延資産を含む） | 面積又は数量 | 取得年月 | ㋑ 取得価額（償却保証額） | ㋺ 償却の基礎になる金額 | 償却方法 | 耐用年数 | ㋩ 償却率又は改定償却率 | ㋥ 本年中の償却期間 | ㋭ 本年分の普通償却費（㋺×㋩×㋥） | ㋬ 割増（特別）償却費 | ㋣ 本年分の償却費合計（㋭＋㋬） | ㋠ 事業専用割合 | ㋡ 本年分の必要経費算入額（㋣×㋠） | ㋢ 未償却残高（期末残高） | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 年 月 | 円 | 円 | | 年 | | 月 | 円 | 円 | 円 | % | 円 | 円 | |
| | | ・ | （ ） | | | | | 12 | | | | | | | |
| | | ・ | （ ） | | | | | 12 | | | | | | | |
| | | ・ | （ ） | | | | | 12 | | | | | | | |
| | | ・ | （ ） | | | | | 12 | | | | | | | |
| | | ・ | （ ） | | | | | 12 | | | | | | | |
| | | ・ | （ ） | | | | | 12 | | | | | | | |
| | | ・ | （ ） | | | | | 12 | | | | | | | |
| | | ・ | （ ） | | | | | 12 | | | | | | | |
| | | ・ | （ ） | | | | | 12 | | | | | | | |
| | | ・ | （ ） | | | | | 12 | | | | | | | |
| | | ・ | （ ） | | | | | 12 | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | |

（注） 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ㋑欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳（金融機関を除く）

| 支払先の住所・氏名 | 期末現在の借入金等の金額 | 本年中の利子割引料 | 左のうち必要経費算入額 |
|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 |
| | | | |

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

| 支払先の住所・氏名 | 本年中の報酬等の金額 | 左のうち必要経費算入額 | 源泉徴収税額 |
|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 |
| | | | |

○地代家賃の内訳

| 支払先の住所・氏名 | 賃借物件 | 本年中の賃借料・権利金等 | 左の賃借料のうち必要経費算入額 |
|---|---|---|---|
| | | 権 円<br>家 | 円 |
| | | 権<br>家 | |

◎本年中における特殊事情

－3－

## 青色申告決算書（不動産所得用）

3ページ

○減価償却費の計算

| 減価償却資産の名称等（繰延資産を含む） | 面積又は数量 | 取得年月 | ㋑ 取得価額（償却保証額） | ㋺ 償却の基礎になる金額 | 償却方法 | 耐用年数 | ㋩ 償却率又は改定償却率 | ㋥ 本年中の償却期間 | ㋭ 本年分の普通償却費（㋺×㋩×㋥） | ㋬ 割増（特別）償却費 | ㋣ 本年分の償却費合計（㋭＋㋬） | ㋠ 貸付割合 | ㋡ 本年分の必要経費算入額（㋣×㋠） | ㋢ 未償却残高（期末残高） | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 年 月 ・ | 円 ( ) | 円 | | 年 | | 月 / 12 | 円 | 円 | 円 | % | 円 | 円 | |
| | | ・ | ( ) | | | | | / 12 | | | | | | | |
| | | ・ | ( ) | | | | | / 12 | | | | | | | |
| | | ・ | ( ) | | | | | / 12 | | | | | | | |
| | | ・ | ( ) | | | | | / 12 | | | | | | | |
| | | ・ | ( ) | | | | | / 12 | | | | | | | |
| | | ・ | ( ) | | | | | / 12 | | | | | | | |
| | | ・ | ( ) | | | | | / 12 | | | | | | | |
| | | ・ | ( ) | | | | | / 12 | | | | | | | |
| | | ・ | ( ) | | | | | / 12 | | | | | | | |
| | | ・ | ( ) | | | | | / 12 | | | | | | | |
| | | ・ | ( ) | | | | | / 12 | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | |

（注） 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ㋑欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○地代家賃の内訳

| 支払先の住所・氏名 | 賃借物件 | 本年中の賃借料・権利金等 | 左の賃借料のうち必要経費算入額 |
|---|---|---|---|
| | | 円 権利金 | 円 |
| | | 賃借料 | |
| | | 権利金 | |
| | | 賃借料 | |

○借入金利子の内訳（金融機関を除く）

| 支払先の住所・氏名 | 期末現在の借入金等の金額 | 本年中の借入金利子 | 左のうち必要経費算入額 |
|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 |
| | | | |
| | | | |

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

| 支払先の住所・氏名 | 本年中の報酬等の金額 | 左のうち必要経費算入額 | 源泉徴収税額 |
|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 |
| | | | |

－3－

## 収支内訳書（一般用）営業所得／その他所得

3ページ

○売上（収入）金額の明細

| 売上先名 | 所在地 | 売上（収入）金額 |
|---|---|---|
| | | 円 |
| | | |
| | | |
| | | |
| 上記以外の売上先の計 | | |
| | 計 | ① |

○仕入金額の明細

| 仕入先名 | 所在地 | 仕入金額 |
|---|---|---|
| | | 円 |
| | | |
| | | |
| | | |
| 上記以外の仕入先の計 | | |
| | 計 | ② |

○減価償却費の計算

| 減価償却資産の名称等（繰延資産を含む） | 面積又は数量 | 取得年月 | ④ 取得価額（償却保証額） | ⑤ 償却の基礎になる金額 | 償却方法 | 耐用年数 | ⑥ 償却率又は改定償却率 | ⑦ 本年中の償却期間 | ⑧ 本年分の普通償却費（⑤×⑥×⑦） | ⑨ 特別償却費 | ⑩ 本年分の償却費合計（⑧＋⑨） | ⑪ 事業専用割合 | ⑫ 本年分の必要経費算入額（⑩×⑪） | ⑬ 未償却残高（期末残高） | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 年 月 | 円 | 円 | | 年 | | 月/12 | 円 | 円 | 円 | % | 円 | 円 | |
| | | ・ | （ ） | | | | | /12 | | | | | | | |
| | | ・ | （ ） | | | | | /12 | | | | | | | |
| | | ・ | （ ） | | | | | /12 | | | | | | | |
| | | ・ | （ ） | | | | | /12 | | | | | | | |
| | | ・ | （ ） | | | | | /12 | | | | | | | |
| | | ・ | （ ） | | | | | /12 | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | ⑭ | | |

（注） 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○地代家賃の内訳

| 支払先の住所・氏名 | 賃借物件 | 本年中の賃借料・権利金等 | 左の賃借料のうち必要経費算入額 |
|---|---|---|---|
| | | 権 円<br>賃 | 円 |
| | | 権<br>賃 | |

○利子割引料の内訳（金融機関を除く）

| 支払先の住所・氏名 | 期末現在の借入金等の金額 | 本年中の利子割引料 | 左のうち必要経費算入額 |
|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 |
| | | | |

◎本年中における特殊事情

−2−

## 収支内訳書（不動産所得用）

3ページ

○減価償却費の計算

| 減価償却資産の名称等（繰延資産を含む） | 面積又は数量 | 取得年月 | ㋑ 取得価額（償却保証額） | ㋺ 償却の基礎になる金額 | 償却方法 | 耐用年数 | ㋩ 償却率又は改定償却率 | ㋥ 本年中の償却期間 | ㋭ 本年分の普通償却費（㋺×㋩×㋥） | ㋬ 割増（特別）償却費 | ㋣ 本年分の償却費合計（㋭＋㋬） | ㋠ 貸付割合 | ㋡ 本年分の必要経費算入額（㋣×㋠） | ㋢ 未償却残高（期末残高） | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 年 月 | 円 | 円 | | 年 | | 月/12 | 円 | 円 | 円 | % | 円 | 円 | |
| | | ・ | （ ） | | | | | /12 | | | | | | | |
| | | ・ | （ ） | | | | | /12 | | | | | | | |
| | | ・ | （ ） | | | | | /12 | | | | | | | |
| | | ・ | （ ） | | | | | /12 | | | | | | | |
| | | ・ | （ ） | | | | | /12 | | | | | | | |
| | | ・ | （ ） | | | | | /12 | | | | | | | |
| | | ・ | （ ） | | | | | /12 | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | ㋡ | | |

（注） 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ㋩欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○借入金利子の内訳（金融機関を除く）

| 支払先の住所・氏名 | 期末現在の借入金等の金額 | 本年中の借入金利子 | 左のうち必要経費算入額 |
|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 |
| | | | |

○地代家賃の内訳

| 支払先の住所・氏名 | 賃借物件 | 本年中の賃借料・権利金等 | 左の賃借料のうち必要経費算入額 |
|---|---|---|---|
| | | 種類 円 | 円 |
| | | 賃 | |
| | | 種類 | |
| | | 賃 | |

○修繕費の内訳

| 支払先の住所・氏名 | 工事名又は資材の品名 | 支払年月日 支払金額 | 左のうち必要経費算入額 |
|---|---|---|---|
| | | ・ ・ 円 | 円 |
| | | ・ ・ 円 | |
| | | ・ ・ 円 | |

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

| 支払先の住所・氏名 | 本年中の報酬等の金額 | 左のうち必要経費算入額 | 源泉徴収税額 |
|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 |
| | | | |

○貸付不動産の保有状況（空家（空室）、空地を含めて記入してください。）

| 用途・種類等 | | | 数量 | 用途・種類等 | | | 数量 | 用途・種類等 | | 数量 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 住宅用 | 建物 | 一戸建 | 棟 | 住宅用以外（事務所（店舗等）） | 建物 | 一戸建 | 棟 | 駐車場 | 屋根付 | 台 |
| | | 一戸建以外 | 室 | | | 一戸建以外 | 室 | | | |
| | 土地 | 契約件数 | 件 | | 土地 | 契約件数 | 件 | | 青空 | |
| | | 総面積 | ㎡ | | | 総面積 | ㎡ | | | |

◎本年中における特殊事情・保証金等の運用状況（借地権の設定に係る保証金などの預り金がある場合には、その運用状況を記載してください。）

−2−

# 7.アンインストール方法

「所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）」をコンピュータからアンインストールするには、以下の手順で行います。

**注意**

アンインストール作業中に［ユーザーアカウント制御］画面が表示されることがあります。その場合は［はい］ボタンをクリックして作業を進めてください（必要に応じてパスワードを入力します）。

**1. Windowsのスタートメニュー[コントロールパネル]をクリックします。**

［コントロールパネル］画面が表示されます。

※ Windows 10の場合は、Windowsのスタートボタンを右クリックし、表示されるメニューから［コントロールパネル］をクリックします。
Windows 8.1の場合は、［アプリ］画面に表示されている［所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）］を右クリックー［アンインストール］をクリックし、手順3に進みます。

**2. [プログラムのアンインストール]をクリックします。**

［プログラムのアンインストールまたは変更］画面が表示されます。

※ ［コントロールパネル］画面をアイコン表示にしている場合は、［プログラムと機能］をクリックします。

**3. [所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）]をクリックして選択し、[アンインストールと変更]をクリックします。**

［プログラムの保守］画面が表示されます。

**4. [削除]を選択した状態で[次へ]ボタンをクリックします。**

確認画面が表示されます。

**5. [OK]ボタンをクリックします。**

アンインストールが開始されます。

**6. 完了画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。**

以上で、「所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）」のアンインストールは完了です。

# 8.著作権・免責等に関する注意事項

・「所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）」のソフトウエア製品全体の著作権、工業所有権の一切の知的財産権はソリマチ株式会社に帰属するものとします。
・「所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）」の複製物（バックアップ・コピー）は、不慮の事故に備えて1部のみ作成することができます。
・「所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）」を使用した結果の損害及び影響について、原因のいかんを問わず、弊社及びソリマチ株式会社は一切の賠償の責任を負いません。
・「所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）」のプログラム及びドキュメント等の一部または全部をどのような場合でもその形態を問わず無断で解析・改造・配布等を行うことはできません。
・「所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）」のソフトウエア製品仕様は、事前の通知なしに変更することがあります。

# 所得税の達人from会計王１９シリーズ（減価償却）
# 運用ガイド

平成29年12月11日初版